

大間原子力発電所 第1号機  
使用前検査申請書の内容変更について

大原建発第250号

2021年2月5日

原子力規制委員会 殿

東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社

取締役社長 渡部 肇史

平成21年1月7日付け原建発第64号で申請した、大間原子力発電所第1号機使用前検査申請書について、記載事項を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大間原子力発電所第1号機

使用前検査申請書

原建発第64号 (平成21年1月7日) ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原建発第51号 (平成21年8月27日) ※2

大原建発61号 (平成22年5月7日) ※2

大原建発第138号 (平成22年6月28日) ※2

大原建発第378号 (平成23年1月24日) ※2

大原建発第338号 (平成24年3月23日) ※2

大原建発第3号 (平成24年4月18日) ※2

原建発第34号 (平成25年7月12日)

原技発第2号 (平成26年12月1日)

大原建発第82号 (平成28年7月8日)

- ※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第19条第1項の規定によって行った申請とみなされている。また、同申請は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第1項の規定によって行ったものとみなされている。
- ※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第19条第3項の規定によって行った変更とみなされている。また、同変更は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定によって行ったものとみなされている。

## 2. 変更内容及び理由

### 2. 1 使用前検査申請書

変更なし

### 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書

変更なし

### 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

### 2. 4 添付資料－3 大間原子力発電所第1号機施設管理実施計画（第1回定期事業者検査までの施設管理）

別添－1のとおり

#### 【変更理由】

保安規定の認可に伴い、施設管理実施計画の記載内容に変更の必要が生じたため、「添付資料－3：大間原子力発電所第1号機施設管理実施計画（第1回定期事業者検査までの施設管理）」※1を変更する。

※1 添付資料－3の変更前の名称は、「大間原子力発電所第1号機保全計画（第1回施設定期検査までの保全）」としている。

#### <別添>

- 1 大間原子力発電所第1号機施設管理実施計画（第1回定期事業者検査までの施設管理）（変更前後比較）
- 2 大間原子力発電所第1号機施設管理実施計画（第1回定期事業者検査までの施設管理）（一式）

以上

大間原子力発電所第1号機施設管理実施計画（第1回定期事業者検査までの施設管理）（変更前後比較）

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p style="text-align: center;">大間原子力発電所 第1号機 保全計画 (第1回施設定期検査までの保全)</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p style="text-align: center;">大間原子力発電所 第1号機 施設管理実施計画 (第1回定期事業者検査までの施設管理)</p>	<p>全般：法令改正及び保安規定認可に伴う記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 第1回施設定期検査までの保全計画の始期及び適用期間</p> <p>II 保全活動管理指標</p> <p>III 保全計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 点検計画</li> <li>2. 定期事業者検査の判定方法</li> <li>3. 補修、取替え及び改造計画</li> <li>4. 特別な保全計画</li> <li>5. 第1回施設定期検査までの安全管理</li> <li>6. 保全に関する実施体制</li> </ol>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間</p> <p>II 保全活動管理指標</p> <p>III 施設管理実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 点検計画</li> <li>2. 定期事業者検査の判定方法</li> <li>3. 設計及び工事の計画</li> <li>4. 特別な施設管理実施計画</li> <li>5. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</li> </ol>	

変更前	変更後	変更理由
<p><b>I 第1回施設定期検査までの保全計画の始期及び適用期間</b>                      本保全計画の適用期間は、<b>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）</b>に従い平成25年7月8日（基準日）から、第1回<b>施設定期検査</b>開始日の前日までの期間とする。                      なお、大間原子力発電所第1号機は、<b>機器及び設備</b>の製造・据付を実施する段階にある。このため、本<b>保全計画</b>は工事の進捗状況に応じて段階的に記載することとし、基準日から<b>実用炉則第16条</b>表中三使用前検査開始日の前日までの期間について記載する。<b>表中三使用前検査開始日以降</b>については、<b>表中三使用前検査開始日の前日までに保全計画を更新し</b>、使用前検査の申請の添付として提出する。</p> <p><b>II 保全活動管理指標</b>                      燃料装荷開始日の前日までに設定する。</p> <p><b>III 保全計画</b>                      大間原子力発電所第1号機 <b>表中三使用前検査開始日の前日までの保全計画</b>について以下のとおり策定した。</p> <p><b>1. 点検計画</b>                      表中三使用前検査開始日の前日までの点検計画について、以下のとおり策定した。</p> <p>(1) 現地搬入以前                      「調達管理要領」に基づき、機器・設備の性状に応じた保管管理（乾燥保管、不活性ガス封入保管、塗装等）を行う。また、「検査・試験管理要領」に基づき、機器・設備の技術基準への適合性について、社内検査（外観検査、耐圧・漏えい検査等）を行い確認する。</p> <p>(2) 現地搬入以降                      「調達管理要領」に基づき、機器・設備の性状に応じた保管管理（乾燥保管、不活性ガス封入保管、塗装等）を行うとともに「建設管理要領」に基づき巡視を行い、機器・設備の保管状況に異常がないことを確認する。また、「検査・試験管理要領」に基づき、機器・設備の技術基準への適合性について、社内検査（外観検査、耐圧・漏えい検査等）を行い確認する。</p>	<p><b>I 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間</b>                      本<b>施設管理実施計画</b>の適用期間は、平成25年7月8日（基準日）<sup>注</sup>から、第1回<b>定期事業者検査</b>開始日の前日までの期間とする。</p> <p>なお、大間原子力発電所第1号機は、<b>構築物、系統及び機器</b>の製造・据付を実施する段階にある。このため、本<b>施設管理実施計画</b>は工事の進捗状況に応じて段階的に記載することとし、基準日から<b>発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの期間</b>について記載する。<b>発電用原子炉に燃料体を挿入する日以降</b>については、<b>発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までに施設管理実施計画を更新し</b>、使用前検査の申請の添付として提出する。</p> <p>注：旧<b>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成25年7月8日施行）</b>に基づく<b>基準日</b></p> <p><b>II 保全活動管理指標</b>                      保全の有効性を監視、評価するために、設置の工事における<b>保全活動管理指標及びその目標値</b>を以下のとおり設定する。</p> <p>1. 設置の工事における<b>保全活動管理指標の設定</b>                      工事の進捗に応じて実施する<b>構築物、系統及び機器の使用前事業者検査</b>が、計画のとおりに完了していることを指標として設定する。</p> <p>2. 設置の工事における<b>保全活動管理指標の目標値</b>                      計画した<b>使用前事業者検査</b>が全て完了し、合格していること。</p> <p><b>III 施設管理実施計画</b>                      発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの<b>施設管理実施計画</b>について以下のとおり策定した。</p> <p><b>1. 点検計画</b>                      発電用原子炉の運転を開始する日以降、点検を実施する日の前日までに策定する。</p>	<p>保安規定認可に伴う<b>施設管理実施計画の更新時期の変更</b></p> <p>保安規定認可に伴う<b>保全活動管理指標の変更</b></p> <p>保安規定認可に伴う<b>点検計画の内容の変更</b></p>

変更前	変更後	変更理由
<p>2. 定期事業者検査の判定方法  定期事業者検査の判定方法は、使用開始予定日の前日までに設定する。</p> <p>3. 補修、取替え及び改造計画  なし</p> <p>4. 特別な保全計画  なし</p>	<p>2. 定期事業者検査の判定方法  発電用原子炉の運転を開始する日以降、初めて定期事業者検査を実施する日の前日までに設定する。  なお、一定の期間を含む定期事業者検査の判定方法については、実用炉規則第57条の3に基づき、定期事業者検査の報告により、第1回定期事業者検査を開始する日の3月前までに提出する。</p> <p>3. 設計及び工事の計画  発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの設計及び工事の計画について、以下のとおり策定した。  (1) 設計及び工事の方法及び実施時期  「施設管理要領」「設計管理要領」「調達管理要領」に基づき、設計・工事における要求事項を定めるために、設計及び工事の実施時期、並びに設計及び工事の方法を定める。  また、実施にあたっては、「設計管理要領」に基づく設計管理及び「施設管理要領」に基づく作業管理を行う。  (2) 使用前点検の計画  「施設管理要領」に基づき、現地据付後、機能・性能を確認した構築物、系統及び機器の保管状況に異常がないことを確認するために、巡視・点検等の計画を定める。  (3) 使用前事業者検査及び試験等の計画  「検査・試験管理要領」「使用前事業者検査（溶接）管理要項」に基づき、構築物、系統及び機器の技術基準規則等への適合性を確認するために、使用前事業者検査又は試験等の要領書を定める。</p> <p>4. 特別な施設管理実施計画  4. 1 設置の工事の一時休止に伴う特別な施設管理実施計画  設置の工事の一時休止期間が1年を超過することに伴い、特別な施設管理実施計画を策定した。  具体的な計画は別紙-1に示す。  (1) 設備の長期保管対策  特別な施設管理の実施期間中に、腐食等の劣化が懸念される設備に対し、長期的な劣化抑制のため、乾燥保管等の保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。  (2) 構築物の長期保管対策  特別な施設管理の実施期間中に、劣化が懸念される構築物の躯体構成要素に対し、長期的な劣化抑制のため、養生等による保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。</p>	<p>定期事業者検査の判定方法の設定日の明確化</p> <p>保安規定認可に伴う設計及び工事計画の変更</p> <p>保安規定認可に伴う特別な施設管理実施計画の変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5. 第1回施設定期検査までの安全管理 燃料装荷開始日の前日までに定める。</p> <p>6. 保全に関する実施体制 表中三使用前検査開始日の前日までの保全については、保全に関する実施体制に基づく、事業者管理体制により実施する。</p>	<p>(3) 設備及び構築物の健全性を確認するための追加点検 設置の工事を再開する際に、設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認・評価し、必要に応じて処置を実施する。</p> <p>4. 2 特別な施設管理実施計画の結果の記録管理 特別な施設管理の実施の結果及び結果の確認・評価を記録する。当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p> <p>5. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までに定める。</p>	<p>保全に関する実施体制の記載を削除</p>



変更前	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;">大間原子力発電所 第1号機 特別な施設管理実施計画</p> <p style="text-align: center;">設置の工事の一時休止に伴う 特別な施設管理実施計画</p>	<p style="text-align: right;">別紙-1</p> <p>特別な施設管理実施計画の詳細を示す資料として、別紙-1を追記</p>

変更前	変更後	変更理由																																								
	<p>1. 目的 大間原子力発電所第1号機について、設置の工事の一時休止期間が1年を超過することに伴い、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。</p> <p>2. 基本方針 「施設管理要領」に基づき、以下を考慮の上で特別な施設管理実施計画を作成する。 ・特別な施設管理の実施期間中に劣化が想定される設備及び構築物については、各設備及び構築物の長期的な劣化抑制のため、保管対策を実施する。 ・設置の工事の再開にあたっては、設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>3. 特別な施設管理実施計画 (1) 設備の長期保管対策 ・特別な施設管理の実施期間中に腐食等の劣化が懸念される設備については、長期的な劣化抑制のため、乾燥保管等の保管対策を実施するとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。(表1) (2) 構築物の長期保管対策 ・特別な施設管理の実施期間中に、劣化が懸念される構築物の躯体構成要素については、長期的な劣化抑制のため、養生等による保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。(表2) (3) 設備及び構築物の健全性を確認するための追加点検 ・設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認・評価し、必要に応じて処置を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表1 設備の長期保管対策</p> <table border="1" data-bbox="1350 1371 2463 1919"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>劣化事象</th> <th>劣化要因</th> <th>保管対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ポンプ・送排風機</td> <td>大気腐食</td> <td>湿分、塩分の付着・浸入</td> <td>除湿、防錆、養生</td> </tr> <tr> <td>損傷</td> <td>資機材等の接触</td> <td>養生</td> </tr> <tr> <td>SCC</td> <td>塩分の浸入</td> <td>養生</td> </tr> <tr> <td>固着</td> <td>塩分、塵埃の浸入</td> <td>養生、摺動</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">容器・熱交換器</td> <td>大気腐食</td> <td>湿分、塩分の付着・浸入</td> <td>除湿、防錆、養生</td> </tr> <tr> <td>損傷</td> <td>資機材等の接触</td> <td>養生</td> </tr> <tr> <td>SCC</td> <td>塩分、鉄粉等の付着</td> <td>養生</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">弁</td> <td>大気腐食</td> <td>湿分、塩分の付着・浸入</td> <td>除湿、養生</td> </tr> <tr> <td>損傷</td> <td>資機材等の接触</td> <td>養生</td> </tr> <tr> <td>SCC</td> <td>塩分の浸入</td> <td>養生</td> </tr> <tr> <td>固着</td> <td>塵埃の沈着</td> <td>養生</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	劣化事象	劣化要因	保管対策	ポンプ・送排風機	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生	損傷	資機材等の接触	養生	SCC	塩分の浸入	養生	固着	塩分、塵埃の浸入	養生、摺動	容器・熱交換器	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生	損傷	資機材等の接触	養生	SCC	塩分、鉄粉等の付着	養生	弁	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、養生	損傷	資機材等の接触	養生	SCC	塩分の浸入	養生	固着	塵埃の沈着	養生	
機器種別	劣化事象	劣化要因	保管対策																																							
ポンプ・送排風機	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生																																							
	損傷	資機材等の接触	養生																																							
	SCC	塩分の浸入	養生																																							
	固着	塩分、塵埃の浸入	養生、摺動																																							
容器・熱交換器	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生																																							
	損傷	資機材等の接触	養生																																							
	SCC	塩分、鉄粉等の付着	養生																																							
弁	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、養生																																							
	損傷	資機材等の接触	養生																																							
	SCC	塩分の浸入	養生																																							
	固着	塵埃の沈着	養生																																							

変更前	変更後				変更理由	
	配管	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	除湿, 防錆, 養生, 塗装, 開先面保護		
		損傷	資機材等の接触	養生, 開先面保護		
		SCC	塩分, 鉄粉等の付着	養生, 開先面保護		
	サポート	大気腐食	湿分, 塩分の付着	除湿, 養生		
		固着	塵埃の付着	養生		
		損傷	資機材等の接触	養生		
	電動機（発電機）	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	除湿, 防錆, 養生		
			温度, 湿度による絶縁物の劣化	除湿, 劣化確認		
		固着	湿分, 塩分, 塵埃の浸入	摺動		
		損傷	資機材等の接触	養生		
	電気盤・制御盤・計装ラック	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	除湿, 養生		
		損傷	資機材等の接触	養生		
	電動弁駆動部	大気腐食	湿分, 塩分の付着	除湿, 養生		
			温度, 湿度による絶縁物の劣化	劣化確認		
		損傷	資機材等の接触	養生		
	空気作動弁・空気調節弁駆動部	大気腐食	湿分, 塩分の付着	除湿, 養生		
			温度, 湿度による絶縁物の劣化	劣化確認		
		損傷	資機材等の接触	養生		
	計器	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	除湿, 防錆		
		損傷	資機材等の接触	養生		
	表2 構築物の躯体構成要素の長期保管対策					
	躯体構成要素		劣化事象	劣化要因		保管対策
	コンクリート構造物	コンクリートの強度低下	中性化, 塩分浸透（二酸化炭素, 塩分の付着等）	劣化確認 養生		
	鉄骨（鋼板含む）	鉄骨（鋼板）の強度低下	腐食（水分, 塩分の付着）	劣化確認 養生		
鉄筋	鉄筋の強度低下	腐食（水分, 塩分の付着）	劣化確認 養生			

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center; color: red;">参 考 資 料</p> <p style="text-align: center; color: red;">参考資料－1 保全に関する実施体制</p>		<p style="color: red;">保全に関する実施体制の 記載を削除</p>

変更前	変更後	変更理由
<p data-bbox="1121 258 1291 289">参考資料-1</p> <p data-bbox="454 762 958 1087">大間原子力発電所 第1号機 保全に関する実施体制</p>		

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p>  <p>体制は、平成26年12月1日時点のものを示す。</p>		

大間原子力発電所  
第1号機  
施設管理実施計画  
(第1回定期事業者検査までの施設管理)  
(一式)

大間原子力発電所

第 1 号機

施設管理実施計画

(第 1 回定期事業者検査までの施設管理)



# 目 次

I 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間

II 保全活動管理指標

III 施設管理実施計画

1. 点検計画
2. 定期事業者検査の判定方法
3. 設計及び工事の計画
4. 特別な施設管理実施計画
5. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

## I 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間

本施設管理実施計画の適用期間は、平成25年7月8日（基準日）<sup>注</sup> から、第1回定期事業者検査開始日の前日までの期間とする。

なお、大間原子力発電所第1号機は、構築物、系統及び機器の製造・据付を実施する段階にある。このため、本施設管理実施計画は工事の進捗状況に応じて段階的に記載することとし、基準日から発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの期間について記載する。発電用原子炉に燃料体を挿入する日以降については、発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までに施設管理実施計画を更新し、使用前検査の申請の添付として提出する。

注：旧実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成25年7月8日施行）に基づく  
基準日

## II 保全活動管理指標

保全の有効性を監視、評価するために、設置の工事における保全活動管理指標及びその目標値を以下のとおり設定する。

### 1. 設置の工事における保全活動管理指標の設定

工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画のとおり  
に完了していることを指標として設定する。

### 2. 設置の工事における保全活動管理指標の目標値

計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していること。

## III 施設管理実施計画

発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの施設管理実施計画について以下のとおり  
策定した。

### 1. 点検計画

発電用原子炉の運転を開始する日以降、点検を実施する日の前日までに策定する。

### 2. 定期事業者検査の判定方法

発電用原子炉の運転を開始する日以降、初めて定期事業者検査を実施する日の前日までに  
設定する。

なお、一定の期間を含む定期事業者検査の判定方法については、実用炉規則第57条の3  
に基づき、定期事業者検査の報告により、第1回定期事業者検査を開始する日の3月前まで  
に提出する。

### 3. 設計及び工事の計画

発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの設計及び工事の計画について、以下のと  
おり策定した。

(1) 設計及び工事の方法及び実施時期

「施設管理要領」「設計管理要領」「調達管理要領」に基づき、設計・工事における要求事項を定めるために、設計及び工事の実施時期、並びに設計及び工事の方法を定める。

また、実施にあたっては、「設計管理要領」に基づく設計管理及び「施設管理要領」に基づく作業管理を行う。

(2) 使用前点検の計画

「施設管理要領」に基づき、現地据付後、機能・性能を確認した構築物、系統及び機器の保管状況に異常がないことを確認するために、巡視・点検等の計画を定める。

(3) 使用前事業者検査及び試験等の計画

「検査・試験管理要領」「使用前事業者検査（溶接）管理要項」に基づき、構築物、系統及び機器の技術基準規則等への適合性を確認するために、使用前事業者検査又は試験等の要領書を定める。

4. 特別な施設管理実施計画

4. 1 設置の工事の一時休止に伴う特別な施設管理実施計画

設置の工事の一時休止期間が1年を超過することに伴い、特別な施設管理実施計画を策定した。

具体的な計画は別紙－1に示す。

(1) 設備の長期保管対策

特別な施設管理の実施期間中に、腐食等の劣化が懸念される設備に対し、長期的な劣化抑制のため、乾燥保管等の保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。

(2) 構築物の長期保管対策

特別な施設管理の実施期間中に、劣化が懸念される構築物の躯体構成要素に対し、長期的な劣化抑制のため、養生等による保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。

(3) 設備及び構築物の健全性を確認するための追加点検

設置の工事を再開する際に、設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認・評価し、必要に応じて処置を実施する。

4. 2 特別な施設管理実施計画の結果の記録管理

特別な施設管理の実施の結果及び結果の確認・評価を記録する。当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。

5. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までに定める。

大間原子力発電所

第1号機

特別な施設管理実施計画

設置の工事の一時休止に伴う

特別な施設管理実施計画

## 1. 目的

大間原子力発電所第1号機について、設置の工事の一時休止期間が1年を超過することに伴い、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。

## 2. 基本方針

「施設管理要領」に基づき、以下を考慮の上で特別な施設管理実施計画を作成する。

- ・特別な施設管理の実施期間中に劣化が想定される設備及び構築物については、各設備及び構築物の長期的な劣化抑制のため、保管対策を実施する。
- ・設置の工事の再開にあたっては、設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認する。

## 3. 特別な施設管理実施計画

### (1) 設備の長期保管対策

- ・特別な施設管理の実施期間中に腐食等の劣化が懸念される設備については、長期的な劣化抑制のため、乾燥保管等の保管対策を実施するとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。(表1)

### (2) 構築物の長期保管対策

- ・特別な施設管理の実施期間中に、劣化が懸念される構築物の躯体構成要素については、長期的な劣化抑制のため、養生等による保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。(表2)

### (3) 設備及び構築物の健全性を確認するための追加点検

- ・設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認・評価し、必要に応じて処置を実施する。

表1 設備の長期保管対策

機器種別	劣化事象	劣化要因	保管対策
ポンプ・送排風機	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生
	損傷	資機材等の接触	養生
	SCC	塩分の浸入	養生
	固着	塩分、塵埃の浸入	養生、摺動
容器・熱交換器	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生
	損傷	資機材等の接触	養生
	SCC	塩分、鉄粉等の付着	養生
弁	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、養生
	損傷	資機材等の接触	養生
	SCC	塩分の浸入	養生
	固着	塵埃の沈着	養生
配管	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生、塗装、開先面保護
	損傷	資機材等の接触	養生、開先面保護
	SCC	塩分、鉄粉等の付着	養生、開先面保護
サポート	大気腐食	湿分、塩分の付着	除湿、養生
	固着	塵埃の付着	養生
	損傷	資機材等の接触	養生

機器種別	劣化事象	劣化要因	保管対策
電動機（発電機）	大気腐食	湿分，塩分の付着・浸入	除湿，防錆，養生
		温度，湿度による絶縁物の劣化	除湿，劣化確認
	固着	湿分，塩分，塵埃の浸入	摺動
	損傷	資機材等の接触	養生
電気盤・制御盤・計装ラック	大気腐食	湿分，塩分の付着・浸入	除湿，養生
	損傷	資機材等の接触	養生
電動弁駆動部	大気腐食	湿分，塩分の付着	除湿，養生
		温度，湿度による絶縁物の劣化	劣化確認
	損傷	資機材等の接触	養生
空気作動弁・空気調節弁駆動部	大気腐食	湿分，塩分の付着	除湿，養生
		温度，湿度による絶縁物の劣化	劣化確認
	損傷	資機材等の接触	養生
計器	大気腐食	湿分，塩分の付着・浸入	除湿，防錆
	損傷	資機材等の接触	養生

表 2 構築物の躯体構成要素の長期保管対策

躯体構成要素	劣化事象	劣化要因	保管対策
コンクリート構造物	コンクリートの強度低下	中性化，塩分浸透（二酸化炭素，塩分の付着等）	劣化確認 養生
鉄骨（鋼板含む）	鉄骨（鋼板）の強度低下	腐食（水分，塩分の付着）	劣化確認 養生
鉄筋	鉄筋の強度低下	腐食（水分，塩分の付着）	劣化確認 養生